

神奈川県最低賃金の改定等を求める意見書

政府は平成26年12月16日の政労使会議において、昨年に引き続きデフレ脱却に向け、経済の好循環の実現を果たすとし、政労使として賃金上昇等による継続的な好循環の確立などの取り組みを進めることを合意した。

一方、平成27年春闘においては、業績回復が堅調な大手企業を中心に、昨年を上回るベアを含む賃金の引上げが行われたが、経営が厳しい中小企業における賃金引上げは、一部の企業で賃金の引上げが行われたものの、いまだ回復途上にある。

このような状況を踏まえ、政府は平成27年4月2日の政労使会議で中小企業における賃金引上げの環境整備を進めるとし、円安で原材料や電気料金の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう、政府や経済界が対応すること等の取り組みを進めることを合意した。

平成26年度の神奈川県最低賃金の水準は887円であり、法定労働時間を基に年収換算すると、約185万円余りとなり、いまだにワーキングプアを解消できない水準である。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。

その実現に当たっては、先の政労使会議で合意された取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取り組みによる価格転嫁等の実効性を、いかに上げるかにかかっている。

よって逗子市議会は国に対し、以上の観点から、平成27年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定について、次のとおり要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定については、経済の好循環の実現のため、早期に行うこと。
- 2 中小・小規模事業者が経済の好循環を拡大させるために、平成27年4月2日開催の政労使会議で合意された、取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組による価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の履行状況についてフォローアップすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日